

基勤企発第 0312002 号

平成 20 年 3 月 12 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課長
(契印省略)

労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べの改訂について

標記については、平成 18 年 6 月 7 日付け基勤企発第 0607001 号「労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べについて」により、通知したところである。

今般、平成 20 年 3 月 11 日付け基発第 0311001 号「業務の効果的・効率的な推進について」により、様々な労働基準行政の業務の中から特定の業務（以下「特定業務」という。）については、いわゆる P D C A サイクルを念頭にした検証を行い、一層の効果的・効率的な業務の推進を図ることとされた。

ついては、特定業務の中に含まれる「7 労働時間設定改善コンサルタントの本来業務の実施」に関して、その活用状況のよりの確な把握に資するため、件数調べにおける報告様式等を下記のとおり変更するので、遺漏なきを期されたい。

なお、平成 18 年 6 月 7 日付け基勤企発第 0607001 号「労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べについて」は、本通達の発出をもって廃止する。

記

1 報告内容

労働時間設定改善コンサルタントによる労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の件数

2 報告様式

別添様式のとおり

3 報告時期

- 1月1日から6月末日までの結果については、7月末日まで
(内数として、1月1日から3月末日、及び4月1日から6月末日まで
を計上のこと)
- 7月1日から12月末日までの分については、翌年1月末日まで
(内数として、7月1日から9月末日、及び10月1日から12月末日ま
でを計上のこと)

4 報告開始時期

平成20年1月活動分以降

5 報告方法

報告は、電子メールにて本省担当者宛てに送付すること。

なお、詳細については、別途指示する。

労働時間等の設定の改善に関する相談及び個別訪問等の状況について

(平成 年 1～6月期 ・ 7～12月期 分集計)

労働局

対応の区分				件 数			
				うち 月～ 月分	うち 月～ 月分	合 計	
来客対応				件	件	件	
相談内容の区分	労働時間等設定改善法 及び同指針等	①	労働時間関係（労働基準法に関する部分を含む）	件	件	件	
		②	休日関係	件	件	件	
		③	年次有給休暇関係	件	件	件	
		④	①～③以外の労働時間等設定改善関係（関係事業内容を含む）	件	件	件	
		⑤	その他	件	件	件	
電話対応				件	件	件	
相談内容の区分	労働時間等設定改善法 及び同指針等	①	労働時間関係（労働基準法に関する部分を含む）	件	件	件	
		②	休日関係	件	件	件	
		③	年次有給休暇関係	件	件	件	
		④	①～③以外の労働時間等設定改善関係（関係事業内容を含む）	件	件	件	
		⑤	その他	件	件	件	
個別訪問	助言・指導内容の区分	労働時間等設定改善法 及び同指針等	①	労働時間関係（労働基準法に関する部分を含む）	件	件	件
			②	休日関係	件	件	件
			③	年次有給休暇関係	件	件	件
			④	①～③以外の労働時間等設定改善関係（関係事業内容を含む）	件	件	件
		⑤	その他	件	件	件	
事業主団体等の集団に対する説明				件	件	件	
				件	件	件	
				件	件	件	
				件	件	件	

注)相談内容の区分及び助言・指導内容の区分については、複数の区分に該当する場合には、該当するもの全てに件数を計上すること。
このため、対応の区分ごとの件数とは一致しない場合がある。